

2020年12月18日

ご利用者様
ご家族様

社会福祉法人 こころの窓
通所施設 青い鳥
管理者 田中研吾

利用料請求書、利用料領収書、代理受領通知書、
その他種々発行物への押印廃止につきまして

ご利用者、ご家族の皆さまにおかれましては、長期にわたる新型コロナウイルス感染症予防対策へのご協力を賜り、誠に有難うございます。先般、施設では空調機能を備えた換気扇「全熱交換形換気機器」の増設工事も無事完了し、厳冬期に備えた換気態勢も整いました。ただ、10月より始めました送迎場所での検温につきましては、寒さが厳しくなるにつれ、正確な検温値が検出しにくくなっており、やはり、ご家庭等での朝の検温がたいへん重要となっております。引き続き、ご協力のほど宜しくお願い申し上げます。

さて、標記の件につきましてお知らせいたします。

これまで広く慣例的に行われてきました「利用料請求書」、「利用料領収書」、「代理受領通知書」、その他種々発行物への法人の押印につきまして、当法人は今後、押印をせずに発行させていただきます。これらの書類は法人の押印がなくとも法的に何ら効力が損なわれることはありませんので、ご安心ください。なお、仮に、提出先などから押印が求められることがありましたら、都度、個別に対応させていただきますのでお申し出ください。

また今後、皆さまに押印いただいている書類につきましても押印廃止を検討いたします。現時点では公的に押印が求められるものもありますが、まずは当法人が管理する書式において、省くことができる書類から順次進めて参ります。

以上、今措置につきまして、ご理解、ご了承いただきますようお願い申し上げます。